



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年9月9日火曜日 第2604号

◇ 目 次 ◇ 告 示

土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....（東予地方局農村整備課）... 733
落札者等の告示（3件）.....（警察本部会計課）... 733

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....（男女参画・県民協働課）... 734
砂利採取業務主任者試験の実施.....（土木管理課）... 734
ガスクロマトグラフ飛行時間型質量分析装置の購入.....（会計課）... 734

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....（監査事務局）... 735

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1038号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市下泉土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成26年9月9日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	澤 田 眞 生	新居浜市下泉町一丁目6番22号

○愛媛県告示第1039号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市周布開田土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成26年9月9日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 野 充 則	西条市吉田147番地

○愛媛県告示第1040号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年9月9日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
初動捜査支援システム一式の購入	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成26年7月25日	株式会社日立製作所四国支社 香川県高松市中央町5番31号	31,104,000円	一般競争入札	平成26年6月13日

○愛媛県告示第1041号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年9月9日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
申請受付機及びI C免許証読取機1式の借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成26年8月6日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町一丁目1番地の15	月額 2,185,488円	一般競争入札	平成26年6月27日

○愛媛県告示第1042号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年9月9日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
暗証番号飛行機及びI C免許証確認機1式の借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成26年8月6日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町一丁目1番地の15	月額 1,395,792円	一般競争入札	平成26年6月27日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年9月9日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年8月27日	特定非営利活動法人 松山大学学生地域創造研究所M u s e	内藤 菜々栄	松山市文京町4番地2 松山大学 温山会館内	この法人は、不特定多数の人々に対して、まちづくり支援やエコ活動の推進及び、遍路文化に関わる活動等の事業を行い、学生が地域に密着し、まちの活性化をめざすことを目的とする。

○公 告

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、平成26年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成26年9月9日

愛媛県知事 中村時広

- 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁会議室（第一別館11階会議室）
- 試験の日時
平成26年11月14日（金）10時
- 受験願書の提出期間
平成26年10月8日（水）から17日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先
愛媛県土木部管理局土木管理課又は住所地为管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年9月9日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- 件名
ガスクロマトグラフ飛行時間型質量分析装置の購入
- 購入物品名及び数量
ガスクロマトグラフ飛行時間型質量分析装置一式
（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）
- 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- 納入期限
平成27年2月27日（金）
- 納入場所
愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター
（所在地：四国中央市妻鳥町127）
- 入札方法
ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ

るかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
(5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 - 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話（089）912 - 2156

(2) 入札書の受領期間

電子入札による場合は、平成26年10月23日（木）の午前9時から同月24日（金）午前9時59分まで

紙入札による場合は、平成26年10月24日（金）午前9時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成26年10月24日（金）午前10時00分
愛媛県総務部入札室 本館2階

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成26年10月17日（金）午後5時00分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力のうち、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased : One gas chromatograph / time-of-flight mass spectrometer
(2) Time limit of tender : 9 :59 a.m. 24 October 2014
(3) For further information , please contact : Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau ,Ehime Prefectural Government ,4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

監査公表

○公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年9月9日

愛媛県監査委員 佐伯満孝
同 戒能潤之介
同 徳永繁樹
同 山之内芳夫

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Row 1: 循環型社会推進課, 平成25年8月5日

(監査の結果)

収入未済の代執行費用徴収金について、適切に債権管理されたい。

Table with 4 columns: 調定年度, 債務者数, 収入未済額(円), 備考. Row 1: 17年度, 6者, 57,393,183, 平成24年度決算による

(措置の内容)

代執行費用については、責任があると認められる者に対して請求を行い、資力のある者からの回収に努めてきたところであるが、平成26年2月末日現在における収入未済額は57,393,183円となっている。

ついで、代執行費用の4分の3の助成を受けている公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団と協議するとともに、愛媛県債権管理推進連絡会議での検討結果を踏まえ、適切な措置を講じていくこととしている。

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Row 1: 保健福祉課, 平成25年8月30日

(監査の結果)

1 生活安定資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	0	48,250,500	48,250,500	金額は各年度の決算による
23年度	0	48,483,880	48,483,880	
差引増減	0	233,380	233,380	

2 収入未済の低所得世帯子弟就学奨励補助金返納金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
11年度	1者	23,000	平成24年度決算による

(措置の内容)

1 未収入金の収入確保については、市町に対し、借受人や連帯保証人へ連絡を行い、生活状態などの確認や償還督促を実施し、また、行方不明者についても追跡調査を行うよう要請している。

その結果、平成25年度中に151,950円を回収し、平成25年度末には、前年度より債務者数が3名減の552名、収入未済額で151,950円減の48,098,550円となっている。

今後とも借受人等の生活状況に応じた適切な償還指導により、債権の整理に努めたい。

2 低所得世帯子弟就学奨励補助金返納金は、受給者が給付規則に反して他の修学資金を受給していたため、支給決定時に遡って取り消したことにより発生したものであり、平成24年度末までに、60,000円を返納し、収入未済額は23,000円となっていたが、平成25年度も引き続き返納指導を行った結果、平成25年6月までに計23,000円の納付があり完納となった。

監査対象機関	監査年月日
子育て支援課	平成25年8月21日

(監査の結果)

1 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	333,080	2,239,390	2,572,470	金額は各年度の決算による
23年度	125,160	2,317,670	2,442,830	
差引増減	207,920	78,280	129,640	

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	17,125,351	210,518,546	227,643,897	金額は各年度の決算による
23年度	18,885,427	195,323,809	214,209,236	
差引増減	1,760,076	15,194,737	13,434,661	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	895,653	19,978,475	20,874,128	金額は各年度の決算による
23年度	895,854	19,780,421	20,676,275	
差引増減	201	198,054	197,853	

(措置の内容)

1 児童扶養手当返還金については、督促状及び催告書の送付など納入指導に努め、一括納付が困難な債務者に対しては履行延期の特約を行い、分割納付の推進により順次回収を行った結果、平成24年度収入未済額2,572,470円のうち、255,160円を回収した。また、消滅時効の完成により166,880円を不納欠損処理した。

しかし、平成25年度において返還金41,430円が新たに発生し、この新たな債務者に対しても債務の通知を行うなど納入指導に努めたが、平成26年5月末時点で未納となっている。

この結果、平成25年度の収入未済額は2,191,860円となっており、引き続き市町を通じた納入指導や電話による督促などに努めることとしている。

返還金は、主に受給者の受給資格に関する届出遅延により発生していることから、市町に対して受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導、関係部門との連携及び関係公簿等の確認について周知徹底を図り、発生の未然防止に努めたい。

2 母子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には、必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。

滞納となった者については、資金の貸付の段階から本人への相談・指導にあたっては、県下の母子自立支援員全員の協力を得ながら、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話・訪問を行うなど、償還指導に努めた。

さらに、平成25年度には、償還期間が終了しているにもかかわらず、いまだ償還金を滞納している本庁所管分の339件(未納額96,971,943円)について、一斉に催告書を出し、収入未済額の減少に努めた。

これらの結果、前年度からの滞納繰越分248,518,025円のうち、3,052,639円が平成25年度内に納入されたが、平成25年度償還分16,112,900円が未収となったことから、平成25年度末の収入未済額は261,578,286円となっており、引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
労働雇用課	平成25年8月8日

(監査の結果)

収入未済の地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
14年度～18年度	2者	52,200	平成24年度決算による

(措置の内容)

未償還の2名及び連帯保証人に対して、文書、電話による催告を行った結果、債務者1名については、平成25年5月31日に未償還額8,700円全額が償還となった。

もう1名の債務者については、未償還金43,500円のうち、8,700円が納入された。今後とも催告を継続し、早期完納に向け努力してまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
林 業 政 策 課	平成25年8月29日

(監査の結果)

1 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	13,071,000	43,839,947	56,910,947	金額は各年度の決算による
23年度	9,384,000	37,723,297	47,107,297	
差引増減	3,687,000	6,116,650	9,803,650	

2 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金（貸付金償還金に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
15年度～16年度及び19年度～21年度	4者	1,583,748	平成24年度決算による

(措置の内容)

1 林業改善資金貸付金償還金については、近年、林業・木材産業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、法人の解散による事業の廃止等により平成24年度末で9件56,910,947円（件数は債務者数）の未収金が生じており、債務者の資力等に応じた償還の指導に努めた結果、平成25年度中に5,193,000円が償還され、平成26年5月末現在の滞納繰越に係る収入未済額は51,717,947円となったが、平成25年度に新たに1件8,000,000円の未収金が発生したことから、平成26年5月末現在の収入未済額の総額は、59,717,947円となっている。

今後とも、適正な償還指導を行い、未収金の早期収入に努めたい。

2 法人の解散による事業の廃止等により生じた貸付金償還金に係る違約金については、平成24年度末で4件1,583,748円（件数は実債務者数）の未収金が生じており、いずれも返済資力がなく回収が困難な状況であるが、債務者の資力等を考慮し、分割による納入や貸付金償還金完済後の納入を指導しているところである。

平成25年度に新たに1件70,000円の未収金が発生したことから、平成26年5月末現在の収入未済額の総額は1,653,748円となっている。

今後とも、違約金に係る適正な債権管理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
森 林 整 備 課	平成25年8月29日

(監査の結果)

県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、平成24年度末の歳入不足額は22億8,856万円と前年度より3,392万円増加しており、さらに、平成24年度の木材価格は県営林経営改善計画策定当時（平成11年度）の6割以下まで下落していることから、今後の健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。

(措置の内容)

県営林の経営については、平成12年2月に策定した県営林経営改善計画「県営林経営の新たな改善方向（H12～76）」に基づき早期財政健全化などに取り組んでいる。

平成25年度においても、従来から行っている国庫補助事業の導入による育林経費の負担軽減に加え、企業の森づくり活動などを活用し、育林経費（特別会計）の支出を伴わない県営林の整備に努めており、今後も可能な限りの収支改善を行い、健全な経営に向けて鋭意努力をしてまいりたい。

また、経営改善計画策定当時（平成11年度）の6割程度まで下落した木材価格など、県営林経営を取り巻く環境が大きく変化していることを受け、平成25年度を目途に計画の見直しを行ってきたが、抜本的な改善策を得るに至らず、検討期間を1年延長した。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
漁 政 課	平成25年8月28日

(監査の結果)

1 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	0	2,385,000	2,385,000	金額は各年度の決算による
23年度	1,000,000	1,400,000	2,400,000	
差引増減	1,000,000	985,000	15,000	

2 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金（貸付金償還金に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
22年度	1者	969,517	平成24年度決算による

(措置の内容)

1 沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、厳しい漁業経営などを強いられる中、平成24年度末で2名分2,385,000円の6か月を超える長期延滞が生じており、定期的に本人と面談して、分割による償還を指導している。

その結果、うち1名からは平成25年7月及び10月に計87,000円、残る1名からも平成25年4月及び10月に計30,000円を収入した。今後とも、適正な償還指導を行い、未収金の早期収入に努めたい。

2 違約金については、平成24年度末で1名分969,517円の6か月を超える長期延滞が生じており、定期的に本人に面談し、違約金の早期納入を指導している。当面は、償還金（元本）の縮減を優先しているが、早期に違約金の支払が可能となるよう、適正な納入指導を継続することとしている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成25年7月9日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	335,701,837	864,413,009	1,200,114,846	金額は各年度の決算による
23年度	468,455,712	993,893,861	1,462,349,573	
差引増減	132,753,875	129,480,852	262,234,727	

(措置の内容)

滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において、滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、差押えの早期着手と換価処分の促進などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成25年度に繰り越した未収入金1,200,114,846円が、平成26年3月31日現在で692,608,143円に減少した。

平成25年度現年課税分については、「自動車税納期内納付キャンペーン」（街頭啓発活動等）や、口座振替の推進、納税貯蓄組合の指導、広報による啓発などにより納期内自主納税の促進に努めたが、平成26年5月31日時点の未収入金は312,672,210円となった。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに、滞納繰越分の整理に努めたい。

しかしながら、償還者の就職難や疾病などによる経済状況の悪化により償還が困難となるものが多く、平成25年度償還分10,595,164円が未収となったため、平成25年度末の収入未済額は35,494,343円となったことから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導を粘り強く行い、納期限内の収入確保と滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

監査対象機関	監査年月日
東予地方局健康福祉環境部	平成25年7月9日

監査対象機関	監査年月日
東予地方局建設部	平成25年7月9日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	24,000	290,505	314,505	金額は各年度の決算による
23年度	64,485	236,020	300,505	
差引増減	40,485	54,485	14,000	

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	9,542,744	17,649,069	27,191,813	金額は各年度の決算による
23年度	6,763,546	13,728,074	20,491,620	
差引増減	2,779,198	3,920,995	6,700,193	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	272,516	1,151,140	1,423,656	金額は各年度の決算による
23年度	323,644	848,768	1,172,412	
差引増減	51,128	302,372	251,244	

(措置の内容)

1 生活保護費戻入金については、生活保護費返還金納付計画に基づく適期収入が図られるよう、滞納者に対し、督促状・催告書の送付や臨戸訪問による納入指導に努めた。

しかしながら、滞納者は生活保護受給者や低額の年金受給者であるため、計画通りの返還が困難となり、平成25年度の収入未済額は314,505円となったことから、今後も粘り強く返還指導を行い、滞納繰越額の縮減に努めるとともに、新たに戻入が発生した場合は納期限内の収入確保に努めてまいりたい。

2 母子寡婦福祉資金特別会計の貸付金償還金については、貸付申請時に母子自立支援員が制度を十分説明し、適正な償還計画を作成するよう指導するとともに、償還開始直前には、借受者に償還が始まることを連絡するなど、適期収入に努めた。

また、償還が滞った者には、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び借主（連帯借主）への電話、臨戸訪問による償還指導を行うとともに、連帯保証人に対しても借主に対する返済の動き掛けや連帯保証人自身からの償還を依頼するなど、納入指導に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越分28,615,469円のうち、3,716,290円が納入された。

(監査の結果)

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	1,768,500	6,218,300	7,986,800	金額は各年度の決算による
23年度	5,980,500	5,519,900	11,500,400	
差引増減	4,212,000	698,400	3,513,600	

2 収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
19年度	1者	115,688	平成24年度決算による

(措置の内容)

1 県営住宅貸付料は、平成24年度末時点で7,986,800円の収入未済であったが、滞納者や保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納入指導に努めた結果、繰越金の22.36%、1,786,200円の納付があった。

なお、平成25年度において1,612,300円が新たに未収となったことから、平成25年度末現在の収入未済額は7,812,900円となっている。なお、悪質な長期滞納者に対しては、明渡し請求の訴訟も提起することとしている。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めたい。

2 平成19年度に発注した急砂第2-1号の3急傾斜地崩壊対策工事については、元請業者であるA社が事実上倒産したことから、平成19年12月3日付で契約を解除し、前金払還付金として、4,210,000円が保証事業会社から入金された。この額に対する利息115,688円を、元請業者であるA社に請求するも、いまだ納付されていない。

同社は、経営不振により経営破綻し、社長は、平成19年12月末頃から、商業登記を残したまま所在不明となっている。このため、商業登記簿調査、住民票調査、臨戸、建設業界知人からの聞き取り調査などを行い、所在を捜索しているところである。

平成25年度においても戸籍・住民票調査などを重ね、関係者への照会及び現地調査をするも、本人と接触できず所在地の確認には至っていない。

今後とも、粘り強く調査を継続し、関係機関と連絡を取りながら、適切な債権管理に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
東予地方局今治土木事務所	平成25年7月10日

(監査の結果)

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	550,500	3,456,600	4,007,100	金額は各年度の決算による
23年度	616,300	3,580,400	4,196,700	
差引増減	65,800	123,800	189,600	

（措置の内容）

1 平成24年度末時点で、4,007,100円（38名）の収入未済額があり、納入促進対策として、滞納者に対し、定期的に戸別訪問などによる納入督促を行い、滞納繰越金の約13.7%、549,800円（18名）の納入があった。また、債権回収業者から管理継続不能として返却された債権のうち、消滅時効（5年）が成立した債権84,000円については不納欠損処理を行ったが、平成25年度現年度分の収入未済額が448,500円となったことから、平成25年度末現在の収入未済額は、前年度に比べ185,300円減の3,821,800円となった。

今後とも、引き続き納入督促を行い、滞納整理を図ってまいりたい。

なお、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出しなどでの催告、連帯保証人への協力依頼などにより、強力に納入指導を実施しているが、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し、訴訟を提起することとしている。

今後とも、住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越分の回収に努めたい。

2 収入未済額は、毎月の継続納付により、平成25年7月18日の納付で完済となった。

3 平成21年度延滞利息の納入義務者であるB社は、契約工期内に代表者の所在が不明となり、所在不明のまま、平成21年9月11日工事請負契約を解除した。その後、平成23年4月末、代表者の所在が判明したため、平成23年5月24日督促、平成23年11月17日文書催告、平成24年3月15日訪問催告、平成24年11月30日、平成25年3月19日に文書催告、平成25年度は9月17日、平成26年3月5日に文書催告を実施したが、債権回収には至っていない。

平成22年度延滞利息の納入義務者であるC社は、平成23年8月11日に破産手続開始となったが、平成24年1月12日、債権者集会において破産管財人から「破産手続の費用を支弁するのに不足している。」との説明があった。

なお、同社は、平成24年2月7日に破産手続廃止の決定確定、同8日付けで破産手続廃止の決定確定の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。

今後とも、平成23年4月に作成された愛媛県債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理を行いたい。

4 収入未済金については、平成26年1月27日の納付で完済となった。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 建 設 部	平成25年7月24日

（監査の結果）

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	7,735,307	47,455,870	55,191,177	金額は各年度の決算による
23年度	9,050,600	46,408,670	55,459,270	
差引増減	1,315,293	1,047,200	268,093	

2 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
19年度	1者	58,000	平成24年度決算による

3 収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
21年度及び22年度	2者	83,044	平成24年度決算による

4 収入未済の道路占用料（過小徴収金に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
23年度	1者	540	平成24年度決算による

（措置の内容）

1 県営住宅貸付料については、平成24年度末時点で55,191,177円の収入未済額があった。滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問などを行い、納付指導に努めた結果、21,708,810円（不納欠損額21,026,610円を除いた実質減少額682,200円）減少し、平成25年度末現在の収入未済額は、33,482,367円となった。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成25年7月16日 平成25年7月26日

（監査の結果）

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	2,015,993	8,200,446	10,216,439	金額は各年度の決算による
23年度	1,636,514	7,057,751	8,694,265	
差引増減	379,479	1,142,695	1,522,174	

（地域福祉課）

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	5,262,493	10,457,607	15,720,100	金額は各年度の決算による
23年度	4,332,839	7,539,652	11,872,491	
差引増減	929,654	2,917,955	3,847,609	

（地域福祉課）

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	319,114	1,975,253	2,294,367	金額は各年度の決算による
23年度	301,190	1,794,161	2,095,351	
差引増減	17,924	181,092	199,016	

（地域福祉課）

3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	159,965	604,000	763,965	金額は各年度の決算による
23年度	132,000	547,000	679,000	
差引増減	27,965	57,000	84,965	

(八幡浜支局福祉室)

(措置の内容)

1 平成24年度末において、生活保護費戻入金の収入未済額が10,216,439円であったが、納入指導を行った結果、平成26年3月末までに未納額が930,931円(うち335,000円は平成26年3月28日不納欠損処理)減額となり、最終未納額は9,258,508円となった。

未納者は28名であり、うち13名は保護を廃止、残り15名は保護中である。保護を廃止した13名のうち1名(収入未済額335,000円)は、行方不明であることから、随時、出身地町役場への住所地調査や近隣聞き込みにより所在把握に努めたにもかかわらず判明しなかったため、平成26年3月に地方自治法第236条に基づき不納欠損処理とした。

保護を廃止した残りの12名及び保護中の15名については、継続して返還指導してまいりたい。

なお、平成25年度の現年度分の生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

25年度生活保護費戻入金収入状況表

平成26年5月31日現在

25年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
12,145,400円	11,710,597円	434,803円	96.4%

未納者28名

2 収入未済額の縮減を図るため、資金の貸付申請時に借主(連帯借主)に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始前には借主に対し、口座振替を勧めるなど、期限内納付の促進に努めた。

また、償還が滞った場合には、借主(連帯借主)に対し督促状の送付、電話や訪問による積極的な償還指導を行うとともに、連帯保証人に対しては、借主に対する返済の働き掛けや可能な範囲での支援を要請するなど、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越額18,014,467円は、平成26年3月31日現在で1,923,195円の償還があり、滞納者94名中19名が償還済となったほか、31名からは一部納入を得ることができた。

しかしながら、借主の不安定な雇用状況などから、生活困窮者、多重債務者など依然として償還困難者が多く、平成25年度現年度分を加えた平成26年5月末現在の償還未済額は、22,236,980円(現年度分6,145,708円、滞納繰越分16,091,272円)となっている。

この貸付金償還金が、本特別会計における貸付金の財源となることから、今後とも、借主の生活状況に応じたきめ細かな償還指導により、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めたい。

3 平成24年度末において、収入未済額が763,965円あり、訪問や電話などによる納入指導を行った結果、平成26年3月末までに、3名から58,000円納入され、未納額は705,965円となった。

未納者は5名であり、うち1名は保護中である。

引き続き、未納者に対し粘り強く適切な返還指導を行い、期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。なお、平成25年度の現年度分生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

25年度生活保護費戻入金収入状況表

平成26年5月31日現在

25年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
2,897,659円	2,488,885円	408,774円	85.9%

未納者7名

監査対象機関	監査年月日
南予地方局建設部	平成25年7月26日

(監査の結果)

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	801,000	1,305,800	2,106,800	金額は各年度の決算による
23年度	794,200	1,368,600	2,162,800	
差引増減	6,800	62,800	56,000	

(措置の内容)

平成24年度末現在の県営住宅貸付料収入未済額2,106,800円(19名)については、滞納者及び連帯保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問など納付指導に努めた結果、平成25年度中に、1,337,400円(16名)の納付があった。(内訳:平成24年度分704,000円(14名)、滞納繰越分633,400円(2名))

この結果、平成24年度末現在に係る収入未済額は、平成26年5月末現在で769,400円(3名)となっている。収入未済額のうち滞納繰越分(平成18年度~平成20年度)672,400円(2名)については、退去者に係るものであるため、債権回収業者に集金代行業務を委託していたが、最終入金日から1年を経過してもなおお金がない債権など、弁済がないまま管理機関が1年を超えた債権は「事件性・紛争性のある債権」として、債権回収会社業界方針により返却されることとなったため、現在は南予地方局管理課において管理し、督促などを行っている。

また、平成24年度分97,000円(1名)については入居中滞納者であるが、督促状の送付、訪問などにより納付指導を行っているところである。

なお、平成25年度現年分の収入未済額が803,500円(17名)となったことから、平成25年度末現在の収入未済額は、1,572,900円(19名)となり、前年度と比べ、533,900円の大減となった。

監査対象機関	監査年月日
南予地方局大洲土木事務所	平成25年7月16日

(監査の結果)

1 収入未済の違約金(工事請負契約に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
20年度	1者	46,725	平成24年度決算による

(措置の内容)

1 一般債権として請求していたが、一般債権への配当が見込めなくなったことから、平成22年12月1日に担当弁護士から破産手続廃止の申立が行われ、同年12月16日に破産手続廃止が決定、平成23年1月21日に確定した。

平成26年3月19日に開催された2月定例県議会において、当該債権の放棄が議決されたので、3月27日に不納欠損処理を行った。

監査対象機関	監査年月日
教育総務課	平成25年8月9日

(監査の結果)

奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	46,394,000	65,860,400	112,254,400	金額は各年度の決算による
23年度	38,116,000	43,556,400	81,672,400	
差引増減	8,278,000	22,304,000	30,582,000	

(措置の内容)

奨学資金貸付金の償還については、奨学生の新規採用時及び貸与終了時に、学校長を通じ奨学金制度の趣旨や社会人になってからの奨学金返還義務などを指導するとともに、卒業後も、新たに返還を開始する者全員に対し、納入通知書発行に先立ち、文書により納入期限の厳守を指導している。

また、督促・返還指導などを業務とする「奨学生指導員」（非常勤嘱託3名）と係員が連携し、未納者本人や連帯保証人などに対する訪問や電話による返還指導の強化により、収入未済額の縮減に努めている。

結果、滞納繰越分は、平成24年度末現在の未収額112,254,400円について、平成25年度に21,323,000円を収納し、平成26年3月末現在では90,931,400円となったが、平成17年度に旧育英会の高校奨学金事業が県に移管されたことから、この移管分の返還開始に伴う返還者の増大などにより、平成25年度新たに700件50,358,000円の未収金が発生したため、平成25年度末現在の収入未済額は141,289,400円となった。

今後は、更にきめ細かな返還指導を徹底し、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
人 権 教 育 課	平成25年8月12日

(監査の結果)

地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	48,662,482	417,132,360	465,794,842	金額は各年度の決算による
23年度	51,194,395	378,779,767	429,974,162	
差引増減	2,531,913	38,352,593	35,820,680	

(措置の内容)

平成25年度における地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、113,114,600円の調定額に対し、収納額64,440,026円となっており、収納率は57.0%であった。

滞納繰越分については、償還金の未納者に対して、督促状の発行や各種通知文に未納額を掲載して納入を促すとともに、県担当が奨学生であった者やその保護者と面談するなどして返還指導を実施した結果、平成25年度中に13,457,518円を収納し、平成26年3月末現在では451,675,629円となったが、新たに平成25年度の未収金48,674,574円が発生したことから、平成25年度末の収入未済額は500,350,203円となっている。

平成23年度からは、すべての未納対象者に対し「未納状況通知書」を送付することで、さらに返還を促すとともに、平成25年度からは奨学生指導員を1名配置し、市町担当者や連携を図りながら、年間を通して係全体体制で面接指導を行うなど、より効果的な運用を図っている。

今後は、さらにきめ細やかな返還指導を徹底し、債務者の返還意識を高揚させることで、納期内収入の確保と収入未済額の縮減に一層努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	平成25年9月2日

(監査の結果)

1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	2,937,000	10,898,763	13,835,763	金額は各年度の決算による
23年度	5,115,000	13,039,763	18,154,763	
差引増減	2,178,000	2,141,000	4,319,000	

2 延滞金（放置違反金に伴うもの。）について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	600,900	2,330,400	2,931,300	金額は各年度の決算による
23年度	1,329,300	2,162,000	3,491,300	
差引増減	728,400	168,400	560,000	

3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
17年度及び19年度	2者	809,000	平成24年度決算による

4 職員の不注意により警察車両による事故が発生（5件）し、当該車両及び相手車両等の毀損があった。

(措置の内容)

1 放置違反金については、滞納者宅訪問による催促、電話による催促、催告状による催促のほか、預金口座・生命保険差押えなどを積極的に実施し、平成24年度末未済額13,835,763円（911件）が、平成25年度末現在で、8,129,356円（540件）となり、5,706,407円（371件）減少した。現年度分の収入未済額を含めると、10,080,356円（667件）となり、3,755,407円（244件）減少している。

今後も滞納者宅への訪問催促、所在不明者の追跡調査を行い、滞納処分や任意納付のための催告などを積極的に実施し、収入未済額の減少に努めたい。

2 放置違反金に係る延滞金については、滞納者宅訪問による催促、電話による催促、催告状による催促のほか、預金口座・生命保険差押えなどを積極的に実施し、平成24年度末の収入未済額2,931,300円（663件）が、平成25年度末現在で1,702,700円（356件）となり、1,228,600円（307件）減少した。現年度分の収入未済額を含めると、2,212,800円（454件）となり、718,500円（209件）減少している。

今後も滞納者宅への訪問催促、所在不明者の追跡調査を行い、滞納処分や任意納付のための催告などを積極的に実施し、収入未済額の減少に努めたい。

3 損害弁償金の未収金のうち、平成17年度調定分（収入未済額424,000円）については、督促状により納入を促していたものの、納入がないまま所在不明となり、その後、債務者の所在確認ができたため、納入通知書を再発行して納入を求めた結果、平成23年度に一部納入があった。しかし、その後は納入がないことから、債務者を追跡調査した結果、刑務所に服役中であることが判明した。

このため、平成25年6月に納入通知書を再発行し、速やかな入金を促す文書とともに刑務所に送付したところ、服役中の債務者より支払方法について照会があり、平成25年8月に回答している。現在も服役中のため、早期納入は困難であるが、引き続き納入義務者に関する情報収集に努めるなどにより、納入の確保を図っていくこととしたい。

平成19年度調定分（収入未済額385,000円）については、債務者と面談して納入意思を確認しているものの、債務者は生活に困窮し生活保護等を受けている状況であり、平成24年8月以降損害賠償金を納付できる状況でないことから、今後も連絡を取りつつ可能な限り早期の回収に努めたい。

4 県警においては、交通事故の実態を踏まえ、3つの施策を重点に職員の交通事故防止に取り組んでいる。

(1) 一つは、「事故防止に対する意識付けの徹底」である。

具体的には、

朝礼等における職員による体験発表形式による注意喚起
幹部立会による確実かつ綿密な運行前車両点検、整備の実施
随時監察や各種会議等における幹部教養の実施

などを繰り返し、全職員に対する事故防止意識の醸成と浸透の徹底を図っている。

(2) 二つは、「運転技能訓練の強化」である。

運転技能未熟な若年警察職員の交通事故を防止するため、
各署に配属される前の警察学校初任科生を対象に、二輪車運転技能訓練

警察署における自動車教習所などを利用した運転技能訓練
警察署安全運転訓練指導者を対象とした運転技能講習・訓練

を行い、職員全体の運転技能の向上を図っている。

(3) 三つは、「交通事故当事者に対する再発防止対策」である。

公用・私用を問わず、交通事故を惹起した職員に対し、
運転適性検査の再実施
実技指導の再実施

本部主管課幹部による現地指導

などを実施し、再発防止対策を推進している。

その他、機動的な車両を多数整備されていることの意義・重要性や警察職員の交通事故は、県民の期待と信頼を失墜すること及びその結果が警察業務に与える影響などを理解させる教養などを継続的にを行い、交通事故防止の徹底を図っているところである。

若手職員の運転技能向上のため、署長、副署長立会のもと、交通課長、地域課長等を指導員として、当署駐車場に走行コースを設定し、運転時の車両の動静、車両感覚を体験する運転訓練を実施し、運転技術の向上に努めている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 警 察 署	平成25年 2月12日

(監 査 の 結 果)

収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
18年度、24年度	1 者	799,931	平成24年度決算による

(措 置 の 内 容)

平成18年度発生警察車両2台に対する損害の弁償金であり、債務者から服役中に支払誓約書を徴収し、時効を中断させたが、平成23年4月に仮釈放となつてから所在不明となっていた。

平成25年1月に所在が判明し、10,000円の分割納付があり、その際、支払誓約書を徴収した。

今後も継続して支払催促を行い、早期の収納に努める。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 東 警 察 署	平成25年 2月12日

(監 査 の 結 果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生（8件）し、相手方への被害並びに当該車両及び相手方の車両の毀損があった。

(措 置 の 内 容)

職員による警察車両の交通事故防止については、次の施策を実施している。

- 1 指導教養の徹底
朝礼、幹部会議等において、職員の交通事故発生状況、事故形態分析による再発防止を含めた交通事故防止教養を継続実施している。
- 2 交通事故防止意識の高揚
全職員を対象とした署独自の「無事故・無違反コンテスト」、「小集団検討会」を実施し、職員一人一人の事故防止意識の高揚に努めている。
朝礼においては職員による交通事故防止に関する一口講話、全員による車両運転時の遵守事項の唱和を行っている。
- 3 公用車の整備点検
朝礼終了後、全車両の始業前点検、随時の目視点検を実施し、適正な公用車管理の徹底を図っている。
- 4 その他
新任警察職員に対する運転技能訓練の強化を図っている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 西 警 察 署	平成25年 2月 6日

(監 査 の 結 果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生（5件）し、当該車両及び相手方の車両の毀損があった。

(監 査 の 結 果)

- 1 署安全運転推進委員会の開催 ~ 署員の交通事故防止対策 ~
- 2 交通安全防止訓練の開催
- 3 若手警察官に対する四輪・二輪車実技訓練及び効果測定の実施
- 4 交通事故防止教養の実施
- 5 執務資料「高縄山」の配布
- 6 幹部による朝礼時教養

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
新 居 浜 警 察 署	平成25年 2月 6日

(監 査 の 結 果)

職員の不注意により警察車両による交通事故が発生（7件）し、当該車両の毀損があった。

(措 置 の 内 容)

職員による警察車両による交通事故防止について、次の施策を実施している。

- 1 公用車の整備点検
毎日、朝礼終了後、幹部立会のもと、全車両始業点検を実施し、異常の有無を確認するとともに、随時、目視点検を実施し、公用車両管理の徹底に努めている。
- 2 交通事故防止意識の高揚
朝礼、幹部会議及び定例研修会等、様々な機会をとらえ、署員による一口講話や幹部による指導教養を行い、交通事故防止の徹底を図っている。
朝礼時に、署教養資料「銅山峠」の各種事故防止5則（交通事故防止の運転5則等）を全署員が唱和し、車両運転時の遵守事項の意識付けを行っている。
緊急走行での交差点進入時の徐行、安全確認及び後退時における誘導員の配置などを指導している。
全署員に、随時、教養資料「銅山峠」及び「国領」を電子回覧し、全国で問題となった交通事故に関する情報を配布し、事故防止の意識付けを徹底している。
- 3 運転技能訓練等の実施
若手職員の運転技能向上のため、警察本部から講師を招き、市内の自動車教習所のコースを借りて、安全運転概論の講義と実技訓練を実施した。

7 地域警察官（若手警察官）の二輪訓練
 上記施策を継続的に実施し、職員の交通事故防止意識の高揚を図り、警察職員としての自覚を持たせ交通事故の絶無に万全を期している。

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日	
宇 和 島 警 察 署		平成25年2月6日	
(監査の結果)			
収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。			
調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
23年度	1者	325,000	平成24年度決算による
(措置の内容)			
公務執行妨害並びに道路交通法違反事件に係る公有財産(公用車両)損害弁償金の未収入金であり、債務者に対し納入通知、督促、電話による支払催促を頻繁に行っている。			
債務者は、損害弁償金を数回に分けて現金書留で送金してきている。今後も電話等により継続して支払催促を行い、早期の収納に努めることとする。			

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日	
公 営 企 業 管 理 局			
総 務 課		平成25年6月12日	
発 電 工 水 課		"	
県 立 病 院 課		"	
松 山 発 電 工 水 管 理 事 務 所		平成25年6月11日	
今 治 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所		"	
西 条 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所		平成25年6月7日	
中 央 病 院		平成25年6月12日	
今 治 病 院		平成25年6月11日	
南 宇 和 病 院		平成25年6月7日	
新 居 浜 病 院		"	

(監査の結果)

1 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定している。

しかしながら、実績給水率(契約給水量に対する実績給水量の比率)は上昇傾向にはあるものの、依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が望まれる。

また、西条地区工業用水道事業については、前年度を上回る純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると226億円の借入残高があるなど、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

附帯事業(土地造成事業)については、当年度の売却実績はなく、依然として未処分地約12万㎡を有しており、今後とも早期売却等に努められたい。

(2) 営業未収金(納期到来分)について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成25年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
西条地区工業用水道給水料金	1,017,415	0	1,017,415
今治地区工業用水道給水料金	1,613,178	0	1,613,178
計	2,630,593	0	2,630,593

2 病院事業

(1) 経営成績について、当年度の純利益は、前年度を3億9,948万円上回る19億2,760万円を計上しており、三島病院の譲渡のほか、新居浜病院及び中央病院の7対1看護体制や、中央病院のDPC(診断群分類包括評価)制度の導入など、第3次財政健全化計画に基づく各種施策に取り組んだ成果が見られるところである。

しかしながら、累積欠損金は183億円余にのぼり、一般会計等からの長期借入金105億円及び企業債の借入残高342億円と合わせ依然として厳しい財政状態が続いており、引き続き経営健全化に取り組まれたい。

(2) 個人医業未収金(納期到来分)について、早期回収に、一層努められたい。

(平成25年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	298,952,950	57,315,603	356,268,553
今治病院	54,059,891	17,560,262	71,620,153
南宇和病院	36,461,308	4,584,900	41,046,208
新居浜病院	49,179,856	11,938,928	61,118,784
計	438,654,005	91,399,693	530,053,698

(3) 医業外未収金(納期到来分)について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成25年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	1,257,462	2,138,710	3,396,172
今治病院	136,540	76,930	213,470
南宇和病院	114,570	8,670	123,240
新居浜病院	205,290	122,157	327,447
計	1,713,862	2,346,467	4,060,329

(4) 廃止された三島病院及び北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成25年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
旧三島病院	21,662,695	69,530	21,732,225
旧北宇和病院	6,372,420	897,373	7,269,793
計	28,035,115	966,903	29,002,018

(措置の内容)

1 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、主要な施設を共有している今治市と、上水道事業との連携による経営改善方針について協議を行うとともに、あらゆる角度から経営改善に積極的に取り組むこととしている。

西条地区工業用水道事業については、経営基盤の安定化を図るため、「西条地区工業用水売促進班」の活動を通じ、引き続き工業用水の需要拡大に努めているところである。

附帯事業(土地造成事業)については、職員が東予インダストリアルパークの名刺を活用してPR活動を行ったり、問合せのあった企業に対し、訪問等による営業活動を行ったが、25年度の方譲実績はなかった。

しかしながら、現在も複数の企業から問合せが入っている状況であり、早期の方譲に向け、今後も粘り強く営業活動を続けて参りたい。

(2) 西条地区工業用水道事業の給水料金未収金(納期到来分平成24年度末現在1,017,415円)の滞納企業1社からは「支払計画書」を徴し、業績等を聴取しながら計画書に則して分割払いにより回収を続けており、今後も納入指導を継続し、計画どおりの回収に努めたい。

今治地区工業用水道事業の給水料金未収金（納期到来分平成24年度末現在1,613,178円）については、料金徴収事務を委託している今治市と今後の対応について協議を行ったが、具体的な方策を見出すことができず、未収金の回収には至っていない。

今後とも、工業用水道料金の適期収入に留意するとともに、未収金の早期回収に努めたい。

（平成26年3月31日現在 単位：円）

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成25年3月31日現在の未収金
西条地区工業用水道給水料金	844,119	0	844,119	1,017,415
今治地区工業用水道給水料金	1,613,178	0	1,613,178	1,613,178
計	2,457,297	0	2,457,297	2,630,593

2 病院事業

(1) 県立病院では、7対1看護体制やDPC制度の導入など、病院職員と本局職員が一体となって経営健全化に取り組んでおり、今後とも一層の累積欠損金の縮減に取り組むたい。

(2) 平成25年度は、「愛媛県病院事業未収金取扱要領」に基づき、病院の各部門が連携して、未収金の発生防止・早期督促に注力したほか、弁護士法人への早期回収委託などにより効率的に督促を行い、回収に努めた。

また、時効が到来し、実質的に回収不能となった債権について、平成26年2月議会において権利放棄の議決を受け、不納欠損処理を行った。

今後は、少額、多数の債権が発生する現状や生活困窮者が多いことを踏まえ、採算性に見合った効率的な回収対策を実施していく方針であるが、一方で、支払能力がありながら支払又は支払計画の提示がない悪質な未納者に対しては、法的措置も視野に入れた対応を進めるなど、効率的かつ効果的な回収対策を実施し、早期回収に一層努めたい。

（平成26年3月31日現在 単位：円）

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成25年3月31日現在の未収金
中央病院	299,618,818	53,649,896	353,268,714	356,268,553
今治病院	44,650,657	14,881,346	59,532,003	71,620,153
南宇和病院	32,317,298	2,695,620	35,012,918	41,046,208
新居浜病院	48,543,052	12,087,608	60,630,660	61,118,784
計	425,129,825	83,314,470	508,444,295	530,053,698

(3) 医業外未収金についても、個人医業未収金と同様に、効率的かつ効果的な回収対策の強化を図っているところであり、今後とも、未収金の発生防止と早期回収に一層努力したい。

（平成26年3月31日現在 単位：円）

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成25年3月31日現在の未収金
中央病院	1,250,120	640,590	1,890,710	3,396,172
今治病院	121,720	125,791	247,511	213,470
南宇和病院	99,590	6,120	105,710	123,240
新居浜病院	234,009	124,590	358,599	327,447
計	1,705,439	897,091	2,602,530	4,060,329

(4) 三島病院、北宇和病院については、支払がない債務者について電話及び文書による催告を行うなど早期回収に努めるとともに、実質的に回収不能となった債権について、平成26年2月議会において権利放棄の議決を受け、不納欠損処理を行った。今後とも、引き続き未収金削減に努力したい。

旧三島病院 （平成26年3月31日現在 単位：円）

区 分	未収金	平成25年3月31日現在の未収金
個人医業未収金	19,730,464	21,662,695
医業外未収金	68,210	69,530
計	19,798,674	21,732,225

旧北宇和病院 （平成26年3月31日現在 単位：円）

区 分	未収金	平成25年3月31日現在の未収金
個人医業未収金	6,006,370	6,372,420
医業外未収金	891,763	897,373
計	6,898,133	7,269,793